

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第66号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成12年千葉県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表61の項第1号中「場合 次に定める額」の次に「。ただし、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る全ての建築物ごとにそれぞれ次に定める額を合計した額」を加え、同項第2号中「規定する額を加算した額」の次に「。ただし、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る全ての建築物ごとにそれぞれ前号に定める額を合計した額に1の項に規定する額を加算した額」を加える。

別表62の項第1号中「切り捨てた額）」の次に「。ただし、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る変更する全ての建築物ごとにそれぞれ次に定める額を合計した額」を加え、同項第2号中「加算した額」の次に「。ただし、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る変更する全ての建築物ごとにそれぞれ前号に定める額を合計した額に1の項に規定する額を加算した額」を加える。

別表64の項手数料を徴収する事務の欄中「第12条第1項」の次に「又は第13条第2項」を加える。

別表65の項手数料を徴収する事務の欄中「第12条第2項」の次に「又は第13条第3項」を加える。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部

を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表64の項手数料を徴収する事務の欄及び別表65の項手数料を徴収する事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。